

回民窑閩兴閩

2022 年度 第 5 号 2021 年 12 月 2 日

国民春闘共闘委員会

〒113-8462 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館 03-5842-5621 FAX 03-5842-5622

ケア労働者の大幅賃上げアクション①

ケア労働者の大幅賃上げアクションスタート!!

医療・介護・福祉・保育・学童・保健所で働く全ての労働者の "月4万円以上、時間給250円以上の賃上げを"



国民春闘共闘委員会は、2022 国民春闘の中で、22 国民春闘で、(1) 看護師、介護職員、保健師、保育士などのケア労働者の賃金 4 万円以上の大幅引き上げ・底上げを図らせる。(2) 医療、介護、保育などのケア職場の職員配置基準の改善・大幅増員など抜本的な拡充を実現させる。コロナ感染拡大に備える体制の確立を求める。(3) 要求実現の過程で、国民春闘共闘・全労連の組織拡大を実現し、好循環をつくることを目的にした「ケア労働者の大幅賃上げアクション」をスタートさせました。

12月1日には、全労連が厚生労働省に対して、「ケア労働者の大幅賃上げと職員配置基準の引き上げを求める要請書」を提出し、12月2日には厚労省記者クラブで記者会見を行い、国民春闘共闘委員会の小畑雅子代表幹事、日本医労連森田進書記長、自治労連石川敏明書記長 建交労角田季代子中央執行委員長、福祉保育労澤村直書記長が大幅賃上げの必要性と職場の実態を訴えました。

岸田首相の引き上げ策は「一桁足りない!」

代表幹事の小畑雅子全労連議長が、 冒頭会見の趣旨を説明しました。

緊急経済対策の一環として行うとし たが、これは私たちの運動で求めてき たことでもあり歓迎している。しか し、示された引き上げ額については 「一桁足りない」という現場からの声 が象徴している。小畑代表幹事は「保 育園は子どものいのちを預かる施設。 人手が足りない。待遇改善が必要」、 「コロナが発生してから、外食も旅行 も我慢している。感染と隣合わせなの に手当もない」という激務のなかで社 会を支えているケア労働者からの悲 鳴のような声が労働組合にはたくさ ん寄せられている。「女性が多いケア



労働の低賃金は男女賃金格差の一因となっているし、ジェンダー平等実現のためにも、抜本的な改善につな がる施策を求めていきたい。」と述べました。

「昨日、ケア労働に係る労働組合の要求をまとめて要求書として、厚労省に提出してきた。政府に対して は、月4万以上、時間給250円の引き上げを求めている。またその実現のために現場の声を首相が直接聞く 場を作れと求めています。」

全産業平均を下回る看護師、介護職の賃金を平均を上回る水準への引き上げを!

日本医労連 森田進書記長

政府資料でも社会の基盤を担う労働者の賃金を引き上げるというのであれば、政府が「公的価格評価委員 会」という名称自体が、あたかも看護師や介護職の賃金がモノの値段のように扱っているようで違和感を覚 える。

データのとり方も、看護師の賃金は夜勤や残業の多い職種とそうでない職種の賃金水準を比較するので あれば、基本給を見なければ正確な評価とはならないが、政府は残業代・夜勤手当込みの恣意的なデータを 使って、看護師の賃金水準が高く出るようにしているが、賃金水準の実態は全産業平均を大きく下回ってい る。アメリカやオーストラリアの看護師の賃金データを見れば、看護師の賃金は全産業平均を超えている。 そういう海外の実態も見ながらあるべき水準を考え大きく引き上げていくべきではないか。コロナ対応し た人に支給するとか言っているが、一部の人になら、現場のチームワークを壊す恐れがあるので、そういう やり方はやめてほしい。

住民のいのちを守る現場の保健師、看護師増やせ

自治労連 石川敏明 書記長

労働組合として、現場の保健師、看護師増やせという要求を掲げながら取り組みを進めている。この間、公的・公立病院をまもる緊急行動では、住民のみなさんから「娘が保健師、増員が絶対必要」「病院・看護師を増やしてほしい」という声が届いている。現場では、住民のいのちと健康を守るために、月100時間にも及ぶ時間外勤務をこなしながら踏ん張っているが、自治体の職場では、一時金の引き下げなども起きている。また、自治体業務の民営化の流れの中で、公社や民間事業者が運営する病院・保育園などが増えている。委託事業者の中には、経営が続けられずに突然運営から撤退するような事態も増えている。こうした場合、急遽自治体が再度直接運営を行うことになるが、そのための十分なマンパワーが確保できていない。

学童保育所は悲鳴を上げています 今すぐ改善策を図ってください

建交劳 角田季代子 中央執行委員長

学童保育の現状について、学童保育は制度が脆弱で、なかなか光の当てられない福祉労働者の中でも低い 労働条件に置かれているのが実態。学童保育は児童福祉法上の位置づけも、児童福祉施設として認められ ず、事業とされているため、施設の最低基準も定められずに放置されている。

最低基準もないうえに、地域の実情に応じた運営とされているため、労働条件は極めて低いのが実態。建 交労学童部会の調査でも平均年収 268 万、基本給 18 万、一時金 33 万となっている。労働組合がない職場を 含む全国学童保育連絡協議会の調査では、より低い結果となっている。コロナ禍によって、学童保育が厳し い状況に置かれているのを改善しようと、ネット署名に取り組んでいるが、そこには不安を訴える声、限界 という悲鳴が寄せられている。

学童保育の労働者は福祉労働者の中でも置き去りにされている状況。その賃金・労働条件を大きく改善させるのに資するような施策をもとめたい。

国は、保育士の優しさやこどもを守りたいという思いに甘えている

福祉保育労 澤村直書記長

賃金の引上げと職員の配置基準の引き上げの両方が必要。政府は、2012 年以降福祉労働者の処遇改善のための加算をしてきたといっているが、基本給はほぼ横ばいの状態が続いている。その結果、福祉保育労の調査でも月額の賃上げ要求はこの 10 年間上がり続け、この 5 年は 3 万円をこえる額となってきている。賃金が安いうえに長時間労働を強いられているのが実態。やりがいがあると感じている人でも、2/3 の人が辞めたいと考えたことがあると答えている。

保育士の声は「国の基準通りの配置基準で働くと、今の職員 34 人は 19 人になる!!19 人で園を運営するなんて可能なの??どんな働き方!!?私たちの給料か、子どもの命か、みたいなそんなおそろしい選択はさせないでほしい。国は、保育士の優しさやこどもを守りたいという思いに甘えている。私たちの願いの上にあぐらをかいている!!